

平成30年第1回定例会 市民厚生常任委員会審査記録（第1日目）

- 1 日 時 平成30年3月5日（月） 午前10時00分
- 2 場 所 市役所 第一委員会室
- 3 議 題 請願第1号 生活保護基準引き下げを中止し、低所得者支援の抜本的拡充を求める請願書
議第36号 村上市空き家等対策計画策定委員会設置条例制定について
議第37号 村上市国民健康保険税条例の一部を改正する条例制定について
- 4 出席委員（8名）

1番	板垣一徳君	3番	小林重平君
4番	山田勉君	5番	竹内喜代嗣君
6番	長谷川孝君	7番	小杉和也君
8番	渡辺昌君	9番	尾形修平君
- 5 欠席委員（1名）

2番	板垣千代子君
----	--------
- 6 委員外議員

小杉武仁君	河村幸雄君	鈴木好彦君
鈴木いせ子君	小田信人君	大滝国吉君
- 7 地方自治法第105条による出席者
議長 三田敏秋君
- 8 オブザーバーとして出席した者
なし
- 9 説明のため出席した者

副市長	忠 聡君
税務課長	建部昌文君
同課収納対策室長	大滝豊君（課長補佐）
同課保険税係長	瀬賀由香君
保健医療課長	信田和子君
同課国保室長	高橋晃君（課長補佐）
同課国保室副参事	佐藤克也君
市民課長	尾方貞一君
同課市民年金室長	八藤後茂樹君（課長補佐）
同課生活人権室長	佐藤正明君（課長補佐）
環境課長	中山明君
同課生活環境室長	長谷部俊一君（課長補佐）
同課生活環境室係長	鴻島雅彦君
同課新エネルギー推進室長	田中章穂君（課長補佐）
同課新エネルギー推進室係長	遠山勝行君
福祉課長	加藤良成君
同課福祉政策室長	木村静子君（課長補佐）
同課福祉対策室係長	村山真一君
- 10 議会事務局職員
局長 小林政一

(午前10時00分)

委員長(尾形修平君)開会を宣する。

○当委員会の審査の順序については、請願第1号について、請願者の意見を聞くこととしたので、請願の審査において協議会を開催し、委員会再開後、審査日程のとおり付託議案の審査をすることに異議なく、また、議会申し合わせにより請願者の説明の間は休憩として会議録に残さないこととし、そのように決定する。

委員長(尾形修平君) 請願者(村上生活と健康を守る会会長 斎藤正直氏、事務局長 相馬襄士氏)を入室させる。

日程第1 請願第1号 生活保護基準引き下げを中止し、低所得者支援の抜本的拡充を求める請願書についてを議題とし、紹介議員(稲葉久美子氏)から補足説明を受けた後、請願者(村上生活と健康を守る会会長 斎藤正直氏、事務局長 相馬襄士氏)から請願の趣旨について意見陳述を受けた後、審査結果を文書で通知する旨を伝えて退席又は傍聴させ、審査に入る。

(補足説明)

稲葉久美子 特になし。

委員長(尾形修平君)休憩を宣する。

(午前10時04分)

委員長(尾形修平君)再開を宣する。

(午前10時31分)

(審 査)

尾形委員長
竹内喜代嗣

これから審査に入る。ご意見のある方は発言願う。

私は、この請願に対して採択すべきものと考えている。理由は、この新潟県北の村上市が、高齢者の数が非常にふえている、30%をはるかに超えて40%にまで迫っている現状がある。高齢者の皆さんの貧困というのは、これは大問題で、これを抜きにして市政は語るべきではないとまで私は考えている。なお、国の施策としてもこのような政策が行われれば、早晩国の経済そのものが成り立たなくなっていくと考えている。福祉や、あるいは介護、このような産業も大きく育てて、この村上の地域内で循環するようなシステム、それこそが必要だと考えている。このような苦境を考えて、ぜひとも採択していただきたい、私は以上、賛成討論の趣旨である。以上だ。

板垣 一徳

国の予算というのは、歳入があって歳出が決まるわけだ。かといって、消費税も今延期しているという状況の中で、日本の国全体を考えると、どの地域も言われるが、人口減少という大きな政策が、日本の国に襲いかかっているわけだ。それで政府としては、今保育所の保育関係に極めて重点的に力も入れるし、あるいはまた学習についても極めて子どもたちに投資をしているというふうに見受けられる。私

は、基本的にはこれを保護するという事は、国民のひとしく一致するところだと思いが、今のこの日本の政治上、少し我慢していただくと、こういうことだと思ふ。そして、これからどんどん、どんどん下げていくという政策ではなくて、皆さんに我慢してくれよと、そういう文面がここに出ていると思ふ。下から6行目に、なぜ厚生労働省はこれを引き下げたかという理念がここに説明してある。これは、いわゆる保護者、これも保護基準以下の800万人よりも、いわゆる保護をしていただいている人が高いお金をちょうだいしているよということが、ここに説明している。そういう観点から考えると、やはり国民一人一人が我慢するところはきちっとして、そして日本のこの国家というものが重要視した施策にやはり投資をしていくということが、私はこれからの日本の国の政策であり、世界に交わっていく日本として、私は極めてもう少し我慢していただいてもよいのではないかなと、こう私は思つて、この意見書については趣旨はよく理解するが、私は反対をさせていただく。たしか北海道での痛ましい事件があつた。法整備がなされていないということで、これらに対しての法整備を進めていこうということが言われて、進めている。いろんな面においては決して、引き下げるけれども、その分いろんな面で行政のほうで手助けはしようというふうな努力をしているわけである。もう一つは、特に生活保護者の世帯からおけば、いわゆる大学等に進学する世帯に対しては、一時金として、親元から離れる場合は30万円、そして同居する場合は10万円というような、十分ではないだろうけれども、そういう配慮もしているわけだから、私は今板垣委員が言ったように、やはりそういう面で、いろいろな面で社会保障費というのが国でも40%を占めているわけである。我が村上市でも約40%近く、予算額は占めているわけなので、やはりお互いに我慢するところは我慢して、ただやっぱり協力するところは協力するべきであろうというふうに考えている。

小林 重平

以上で審査を終結し、討論なく、起立による採決を行った結果、請願第1号は、起立少数にて不採択とすべきものと決定した。

委員長（尾形修平君）休憩を宣する。
（午前10時37分）

委員長（尾形修平君）再開を宣する。
（午前10時48分）

日程第2 議第36号 村上市空き家等対策計画策定委員会設置条例制定についてを議題とし、担当課長（市民課長 尾方貞一君）から議案の説明を受けた後、質疑に入る。

（説明）
市民 課長

皆さん、おはようございます。それでは、村上市空き家等対策計画策定委員会設置条例制定についてご説明を申し上げます。別記の村上市空き家等対策計画策定委員会設置条例のほうをごらんいただきたいと思ふ。空き家等対策計画の策定については、第1条にあるとおり、空き家等対策の取り組むべき方向を明らかにして、総合的かつ計画的に実施することを目的としたもので、村上市空き家等対策計画についての審議をしていただくため委員会を設置するものである。第2条では、所掌事務として、空き家等対策計画について必要な事項を調査及び審議をしていただくこと

を定めてある。委員については、第3条にあるとおり、10人以内としている。委員の選任については、条例施行後に進める予定としているけれども、現在の考えとしては、市民からの公募も含めた地域住民の代表の方、それから弁護士や司法書士等の法務の関係者、空き家の利活用や改修、解体の関係から不動産や建築の専門家の方、空き家等になる前には高齢者の世帯が多いということから福祉の関係者、そして文化や景観等に専門的な知識を有する方等を予定している。4条では、委員の任期として、計画の策定が終了するまでということにしている。5条では、委員長及び副委員長の選出と、その職務についてである。第6条では、会議の招集、議決等について。第7条では、調査または審議に必要がある場合には、意見の聴取等について行うことができることを定めている。第8条は、委員会の庶務については市民課において行うこと。第9条は、報酬の支給に関すること。第10条では、この条例に定めるもの以外については、委員会が別に定めることを規定している。最後に附則として、この条例の施行を平成30年4月1日からと定めている。以上である。

(質 疑)

- 小杉 和也 3条の組織の部分だけでも、地域住民のところで公募も含めたということは、公募含まない方も想定しているわけだね。
- 市民 課長 想定している。例えばまちづくりの方とか、地域の区長さんとか、そういった方からも委員をお願いできないかなということは今のところ考えている。
- 小杉 和也 地域住民の方と、あと専門家に分けられると思うのだけれども、10名以内というのは大体配分というか、人数的なものというのを想定されているのか。
- 市民 課長 地域の住民の方が3人から4人ぐらいになるのではないかなと。そのほか先ほど申し上げた専門的な方の今のところ考えである。
- 小杉 和也 地域住民、3名から4名ということで想定すると、単純に考えると5地区からというような、1人ずつというような考え方もできなくもないのだけれども、そうすると余り地域性というのは考慮していないというようなことでもいいか、地区性というか、どうか。
- 市民 課長 それぞれの地区からの代表ということまでは想定していない。
- 小杉 和也 全国でも空き家の対策進んでいるところあるけれども、これ条例づくり込むときに、どこか参考にしたとか、何かあればちょっと教えて。
- 市民 課長 この空き家等の対策、計画の策定のための委員会であるので、市のほうの、例えば私どものほうで今年度行いました男女共同参画の計画とか、そういったものと同じような作り方になっている。
- 竹内喜代嗣 お伺いする。この委員会を設置して、対策計画策定委員会ということなのだが、長岡市では空き家対策ということで手厚くいろんな項目つけ加えて、加えて国とも協議して、県を飛び越して国と協議して計画をつくっていったというようなことがあるのだが、もう国の予算はほぼ上がったということなのだが、これ検討される考えはいかがなものか。
- 市民 課長 空き家等の対策計画については、この計画に盛り込む内容等について、これは国土交通省と総務省のほうで定めている指針がある。その指針に基づいて計画のほうは策定をさせていただくことになるけれども、その中でいろいろな取り組みの方法、空き家の所有者による適切な管理の指導の仕方とか、それから活用の方法、そういったいろんな面でこの委員会の中で検討をしていきたいというふうに考えている。

尾形委員長　ほかにないか。
（「なし」と呼ぶ者あり）

〔委員外議員〕
（「なし」と呼ぶ者あり）

以上で質疑を終結し、討論を求めたが討論なく、起立による採決を行った結果、議第36号は、起立全員にて原案のとおり可決すべきものと決定した。

日程第3 議第37号 村上市国民健康保険税条例の一部を改正する条例制定についてを議題とし、担当課長（税務課長 建部昌文君）から議案の説明を受けた後、質疑に入る。

（説明）
税務課長

それでは、議第37号 村上市国民健康保険税条例の一部を改正する条例制定についてご説明申し上げます。平成30年度の国民健康保険制度改正に伴い、都道府県は財政運営の責任主体となり、市町村ごとの国民健康保険事業費納付金及び標準保険料率を算定することになった。平成30年1月に新潟県から示された標準保険料率を参考に、県への納付金支払いに必要な保険料が賄えること。また、所得の低い方の負担を現行よりふやさないこと等に配慮して算定した国民健康保険税の税率等について、村上市国民健康保険運営協議会のほうに諮問し、その答申に基づき改正するものである。新旧対照表によりご説明するので、新旧対照表の54Pになるが、お開きください。それでは、初めに条例第3条についてだが、条例第3条は、制度改正によって国民健康保険事業に要する費用を市が県へ納付金を支払うことに伴う改正及び文言整理となっている。次に、56、57Pをお開きください。第4条から第6条の7までについてだが、これは国民健康保険税額算出の基礎になる医療分、後期高齢者支援分及び介護分、各税率の改正となっている。次に、58Pをお開きください。第11条だが、これは第4条から第6条の7までの税率改正に伴う被保険者均等割及び世帯別平等割の7割、5割、2割軽減に係る税率改正である。なお、現行税率と改定税率の比較及び税率改定に伴う被保険者への影響については、本日お配りしている税務課資料のほうで説明させていただくので、資料をごらんください。この資料の1の一番上の表の現行税率と改定税率の比較であるが、この表の下のところには米印の1と2というのがある。米印1のとおり、所得割というのが被保険者の納付能力にかかわる応能割、それから均等割と平等割が被保険者の受益にかかわる応益割になる。また、表2のとおり、介護分ありは40歳から64歳までの方、介護分なしは40歳未満の方になる。この一番上の表の一番右から2番目の応能割、計の一番下の合計の比較をごらんいただくと、介護ありはマイナス0.7%、介護なしはマイナス0.9%といずれもマイナス、応益割の合計は、介護ありは同額、介護なしはマイナス900円となっている。比較が全てゼロ円、またはマイナスになっているので、このたびの条例改正では、所得や被保険者数などが変わらなければ税額が同じか下がるということになる。その下の2のモデルケースによる保険税（年額）比較であるが、全部でモデルケース8つ掲載している。いずれのケースも現行税率と改定税率を比較いただくと、減額になっている。次に、一番下の表であるが、3の現行税率と改定税率の保険税額比較であるが、1人当たりの保険税額が平均で3,488円のマイナス、率にして3.43%のマイナス、また1世帯当たりの保険税額は平均5,981円

のマイナス、率にして3.98%のマイナスというふうになる見込みである。説明は以上である。

(質 疑)

小杉 和也 確認でお伺いするけれども、この表の、資料の一番下のところ、1人当たりの保険税額が減少がマイナス3,488円だよ、一世帯当たりの保険税額がマイナス5,981円ということだけれども、これはおおむね平均というような考え方でいいのか。

税務 課長 これは平成29年の11月現在の調定見込み額を被保険者数で割ったものということなので、おおむね1人ということである。だから一律ではなくて、その世帯によってこのモデルケース見ていただくとおわかりのように、その世帯によって減額の割合が変わってくるということである。

小杉 和也 金額的には、この金額で間違いはないのか、計算するとこうなるのか、数字をちょっと言ってください、きちっと。数字を言ってほしいのだ、平均のやつというのを。もう一度確認の意味で言ってください。

税務 課長 1人当たりの保険税額がマイナス3,488円、1世帯当たりがマイナス5,981円となる見込みである。

小杉 和也 済みません、いろいろ後のこともあるものだから。それで、これ新潟県だけの数字なのか、村上市が新潟県に準じてあれしているのか、全国一律ではないのだよ、理解的に、どうか。

税務 課長 これは、村上市の分だけである。

小杉 和也 済みません、ちょっと勘違いして。村上市の数字が出てきていて、新潟県の中でいろいろ計算したことだろう。県によってその数字というののあれが違うのかどうかというのをちょっと確認したかったのだけれども、それによってほかの県の市町村も違って来るわけだよ、その辺どうか。

税務 課長 保険税額は、ほかの県もそうだけれども、新潟県内も全部変わってくるかと思う。それぞれ県が各市町村に示す参考になる保険料額というのは、全部別になるので、各市町村によって異なるということになる。

小杉 和也 新潟県のベースがあるよね、計算ベース。それとほかの県の計算ベースというのは同じなのか、同じではないのかというのをちょっと確認したかった。

税務 課長 これは、被保険者数だとか、その被保険者の年齢構成とか、それから医療費とか、それによって変わってくるので、そのために各県とか市町村によって異なるというものである。

小杉 和也 県によっても違うということだよ、わかった。

長谷川 孝 ちょっと抽象的な話になるのだけれども、県という中に例えば組織ができて、それで市町村のやつの徴収した分が全部そちらのほうに行ってしまう一つのくくり、県単位の組織のくくりができるというふうに考えていいのか。

税務 課長 この国保税の制度改正によって、都道府県が財政運営の主体となる。それは各県ごとの県が財政運営の主体となるということである。県のほうでは、医療給付費の見込み等から納付金総額を算出して、その納付金に基づいて標準保険料率を決定し、各市町村に提示するというふうな形になって、市町村のほうは県から示された標準保険料率を参考にして保険税額を決定するということになる。

長谷川 孝 それはわかるのだけれども、そうすると今までの運営の仕方、例えばそういう形で県から示されるのだけれども、やり方としては同じやり方をするということか。

税務 課長 この国保制度で変わることが、今の保険料率が変わるわけだけれども、医療機関のかかり方だとか、届け出や申請の窓口、保険税の納付先というのはこれまでどおりということになる。

長谷川 孝 県に、例えばの話で、皆さんからもらったやつを一旦県が全部集めて、そういう形の運営の仕方をするのかどうかだ。それとも、今までどおり市で同じやり方なのだけれども、県が示された部分を市民の皆さんからもらって、運営は実質的に今までと大して変わらないのかというのを・・・

保健医療課長 制度の改正に伴い、基本的な財政運営はやはり県が担う。具体的に、今納付金という、あすの委員会のほうで説明させていただくけれども、医療費の部分については納付金という形で県に保険税を財源として納付する。ただ、集めた保険税は、全て納付金として県に納めるものばかりではなくて、これまで同様に、市町村で行う保健事業、その他もろもろのものについては、これまで同様保険税等、あと公費のものを入れながら、市としての国保の保険者として運営していくものである。ただ、大きくこれまで納付金、医療費の部分が億単位で大きく増減するものだから、そこが県がきちんと責任を持って担うというところで安定してくるということである。

長谷川 孝 今までの国保の基金とかあったでしょう、そういうのは今までどおりという形なのか。

保健医療課長 国保の基金に関しても、今までは給付費等の不足が生じた場合というところで設置していたけれども、今回のこういった納付金制度に変わったので、あすご説明させていただくけれども、基金のほうもこの新制度に合わせて、条例の一部改正をさせていただいているところである。

板垣 一徳 これ総額でどのくらい減るものか、村上市全体で。

保健医療課長 済みません、当初予算のベースであるけれども、国民健康保険税の内容について、昨年度の予算より6,096万6,000円ほどの減額となっている。あくまでも予算ベースであるが。

板垣 一徳 無理してどうしても覚えなければならぬ数字ではないのだけれども、ただ今まで国民健康保険はいろいろな議員からもっと下げてほしいということもたくさん意見あったよね、その中でこれだけ、1人3,500円となると税率の低い方もいるから、人口に掛けるわけには、これは行かないよね。だから、今60億円ですか、ことしの予算は、60億円ちょっとの予算、困っているよね、国民健康保険。だから、そのところに、これを安くしたから、また一般会計から繰り入れが多くなるというようなものではないか、あるかということを知りたい。

保健医療課長 必要額をきちんと出してから税率を算定させていただいたので、やりながら不足が生じて一般会計から法定外の繰り入れをするということは基本的にはないものと思っている。

板垣 一徳 わかった。

尾形委員長 ほかにないか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

[委員外議員]

(「なし」と呼ぶ者あり)

以上で審査を終結し、討論を求めたが討論なく、起立による採決を行った結果、議第37号は、起立全員にて原案のとおり可決すべきものと決定した。

委員長（尾形修平君）散会を宣する。

（午前11時13分）